

省 令

○総務省令第百二十六号
消防法施行規則昭和三十六年自治省令第六号を
実施するため、消防法施行規則第三十一条の四
第二項に規定する指定認定機関を指定する省令の
一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年九月十七日

総務大臣 片山虎之助
消防法施行規則第三十一条の四第二項に規
定する指定認定機関を指定する省令の一部
を改正する省令
消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定す
る指定認定機関を指定する省令(平成十三年総務
省令第七十九号)の一部を次のように改正する。
表の社団法人電池工業会の項の次に次のように
加える。

Table with 2 columns: 社団法人名 and 誘導灯. Rows include 本消防放水器具工業会 and 本照明器具工業会.

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
○法務省令第六十八号
法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)第
十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づ
き、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置
規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十三年九月十七日

法務大臣 森山 眞弓
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設
置規則の一部を改正する省令
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規
則(平成十三年法務省令第十二号)の一部を次の
ように改正する。
別表千葉県地方法務局の部佐倉支局の款成田出張
所の項中 「印旛郡の内 富里町 印旛村 白井町 本埜村
「白井市
「印旛郡の内 富里町 印旛村 本埜村
「栄町」を 印旛郡の内 印旛村 本埜村 栄町」に
改める。

別表富山地方法務局の部同地方法務局の款富山
南出張所の項中「辰尾」を「辰尾 珠泉東町」に
改める。
別表松山地方法務局の部同地方法務局の款同地
方法務局の項中、「北条市」を
「伊予市
北条市
伊予郡の内 松前町 中山町
に改め、同款伊予出張所の項を削る。

別表福岡法務局の部北九州支局の款八幡出張所
の項中 「北九州市の内 北九州市の
八幡東区 八幡西区」を
「北九州市
中間市
遠賀郡
八幡西区
に改め、同款水巻出張所の項を削る。

別表佐賀地方法務局の部同地方法務局の款鳥栖
出張所の項中 「三養基郡の内
「神埼郡の内 基山町 中原町 北茂安町」を
「三田川町 東脊振村」に改め、同款神埼出張
所の項を削る。
附 則
この省令は、平成十三年九月二十五日から施行
する。ただし、別表千葉県地方法務局の部及び富山
地方法務局の部の改正規定は、公布の日から施行
する。

○厚生労働省令第百九十号
製菓衛生師法施行令(昭和四十一年政令第三百
八十七号)第一条の規定に基づき、製菓衛生師法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。
平成十三年九月十七日

厚生労働大臣 坂口 力
製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省
令
製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令
第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一 条第二項第一号を次のように改める。
一 戸籍の謄本若しくは抄本若しくは住民票の
写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第
八十一号)第七条第五号に掲げる事項を記載
したものに限る。)又は外国人登録証明書の写
し
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

規 則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則
一七一一(職員団体の登録)の一部改正に關し次
の人事院規則を制定する。
平成十三年九月十七日
人事院総裁 中島 忠能

人事院規則一七一一一
人事院規則一七一一(職員団体の登録)の
一部を改正する人事院規則
人事院規則一七一一(職員団体の登録)の一部
を次のように改正する。

第二条中、「及び」の下に、「前条第一項に規定す
る」を加える。
第四条第一項中、「又は」の下に、「第一条第一項
に規定する」を加える。
第十条を第十一号とする。
第九条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、
同条の前に見出しとして(法人)を付する。
第八条を第九号とする。
第七条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、
同条の前に見出しとして(登録の取消し)を付す
る。

第六条を第七号とする。
第五条中、「行なわれた」を「行われた」に、「ま
つ消」を「抹消」に改め、同条を第六号とする。
第四条の次に次の一条を加える。
(申請による登録の抹消)
第五条 登録された職員団体(法第百八条の四に
規定する法人である職員団体を除く)は、人事
院に登録の抹消を申請することができる。

2 登録された職員団体が、前項に規定する申請
を行う場合には、その代表者を通じて、その旨
を記載した申請書を提出しなければならない。
3 人事院は、第一項に規定する申請があつたこ
きは、当該申請をした職員団体の登録を抹消し、
その旨を当該職員団体に書面で通知しなければ
ならない。
附 則
(施行期日)
1 この規則は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第十三号
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別
措置法(平成十二年法律第百四十八号)第三条第
一項の規定に基づき、福井県知事から申出のあつ
た原子力発電施設等立地地域について、平成十三
年九月七日付けをもって指定したので、同条第三
項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年九月十七日
内閣総理大臣 小泉純一郎

一 原子力発電施設等
敦賀発電所、新型転換炉ふげん発電所、高速増
殖原型炉もんじゅ、美浜発電所、高浜発電所、
大飯発電所に設置されている原子力発電施設
二 原子力発電施設等立地地域の区域
敦賀市、武生市、小浜市、池田町、南条町、今
庄町、河野村、越前町、三方町、美浜町、上中
町、名田庄村、高浜町、大飯町
○内閣府告示第十四号
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別
措置法(平成十二年法律第百四十八号)第三条第
一項の規定に基づき、島根県知事から申出のあつ
た原子力発電施設等立地地域について、平成十三
年九月七日付けをもって指定したので、同条第三
項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十三年九月十七日
内閣総理大臣 小泉純一郎
一 原子力発電施設等
島根原子力発電所に設置されている原子力発電
施設
二 原子力発電施設等立地地域の区域
松江市、鹿島町、島根町

告 示